

平成18年1月13日

6号機における管理区域外への物品搬出時における
放射能測定の未実施について

当所6号機は定期検査中ですが、平成18年1月12日午後2時35分頃、タービン建屋主復水器（C）水室の点検作業において、一時的に非管理区域*¹として設定していた主復水器水室内に、管理区域*²内にあった足場板が放射能測定を行わずに持ち込まれた可能性があることを、パトロール中の当社社員が気づきました。

調査の結果、当該作業従事者はタービン建屋地下一階の作業準備エリア近傍（管理区域）に仮置きされていた足場板を放射能測定実施済みと思いき、放射能測定を実施せずにフェンス越しに作業準備エリアに持ち込み、当該水室内に搬入したことが分かりました。

当該足場板については、同日、放射能による汚染がなかったことを確認いたしました。

対策として、当該作業従事者に放射線管理教育を実施するとともに、物品持ち込みに関して注意喚起の掲示物を掲示します。また、当該作業準備エリアから非管理区域内へフェンス越しに容易に資機材を持ち込めないようフェンスを高くするなど対策を講じます。

なお、これによる外部への放射能の影響はありません。

以上

*1 非管理区域

管理区域外の区域。プラント運転中、主復水器水室には海水が流れており、放射能汚染のない区域であることから、定期検査中においても非管理区域設定となっている。

*2 管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。

これは「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」（平成15年11月10日お知らせ済み）における区分Ⅲの事象として、前日に発生した不適合事象を翌営業日に公表しているものです。